平成２７年（フ）第５２００号
東京都北区上十条３―20―１―201、住民票上の住所東京都北区浮間３丁目30―１―203
破産者　齋藤友里恵
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２５２号
東京都豊島区西巣鴨２丁目22―11―802
破産者　伊藤　愛恵
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２５８号
千葉県市川市八幡４丁目６－７－401
破産者　高山遼太郎
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２６５号
東京都葛飾区東新小岩２丁目４－３―303
破産者　山崎　裕子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３２３号
東京都杉並区浜田山２丁目22番９号
破産者　有限会社ビースペース
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３３３号
東京都中野区鷺宮４丁目30―13―105
破産者　金谷　成利
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３６６号
東京都大田区北馬込２丁目40―13
破産者　岡　　實
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３８１号
東京都荒川区南千住４丁目９－２―915
破産者　高山尚広こと　姜　　英宙
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４１８号
東京都世田谷区赤堤１丁目４―13―106
破産者　野坂　朱子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４２７号
東京都世田谷区北沢３丁目13番10号
破産者　日本ニューロウェア株式会社
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４７７号
東京都三鷹市下連雀３丁目44―13―604
破産者　野村　哲夫
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４８３号
東京都台東区上野１丁目16番５号
破産者　井上アタッチメント株式会社
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５４６号
埼玉県飯能市永田台１丁目３－８
破産者　井口　幸爾
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７０２号
東京都江戸川区篠崎町６丁目５―11
破産者　山田惠美子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８０８号
東京都世田谷区南烏山２―30―13―108、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区上原３丁目44番11号
破産者　株式会社ダリオルール
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８０９号
東京都世田谷区南烏山６丁目25―11―407
破産者　山崎　　満
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８１５号
東京都葛飾区東新小岩７丁目22―11
破産者　茅野　文貴
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８８０号
東京都江戸川区南小岩５丁目15番20号
破産者　有限会社ライズプランニングオフイス
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８８１号
東京都江戸川区興宮町２－２―204
破産者　森井　利雄
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９３７号
神奈川県鎌倉市大町６－６―14　ホワイトハウス22、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目４番７号
破産者　株式会社リベロインターナショナル
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９３８号
神奈川県鎌倉市大町６丁目６―14―22
破産者　山口　　忍
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９９０号
東京都台東区東浅草１丁目16番１号
破産者　株式会社ＲＡＲＡ
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部